

## 筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手続に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年12月1日

仙台法務局 筆界特定登記官

記

### 筆界特定手続の表示

手続番号 令和5年第18号

対象土地甲 仙台市太白区向山二丁目26番1

対象土地乙 仙台市太白区向山二丁目26番7

手続番号 令和5年第19号

対象土地甲 仙台市太白区向山二丁目26番1

対象土地乙 仙台市太白区向山二丁目26番8

手続番号 令和5年第20号

対象土地甲 仙台市太白区向山二丁目26番1

対象土地乙 仙台市太白区向山二丁目26番31

手続番号 令和5年第21号

対象土地甲 仙台市太白区向山二丁目26番1

対象土地乙 仙台市太白区向山二丁目7番52

手続番号 令和5年第23号

対象土地甲 仙台市太白区向山二丁目26番1

対象土地乙 仙台市太白区向山二丁目7番84

手続番号 令和5年第24号

対象土地甲 仙台市太白区向山二丁目26番1

対象土地乙 仙台市太白区向山二丁目23番5